

○ 保険業法施行規則第二百十一条の五十二において準用する規則第七十三条第一項第二号の規定に基づく支払備金として積み立てる金額（平成十八年金融庁告示第十七号）

改正案	現行
<p>第一条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第二百十一条の五十二において準用する規則第七十三条第一項第二号に規定する金融庁長官が定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ次条に掲げる算式により算出した金額の合計額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第三条第五項第一号に掲げる保険</p> <p>三 (略)</p> <p>第二条 (略)</p>	<p>第一条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第二百十一条の五十二において準用する規則第七十三条第一項第二号に規定する金融庁長官が定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ次条に掲げる算式により算出した金額の合計額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 賠償責任保険</p> <p>三 (略)</p> <p>第二条 (略)</p>